

## 政務活動における専用携帯電話制度廃止と機種代への充当について

### 1 課題

政務活動の専用の携帯電話として届け出ているにも関わらず、「按分」されているものがある（「専用」であることの立証が困難ではないか）。

### 2 「手引き」上の規定

#### 第 4 章 科目別支出に伴う運用指針（P10）

##### 10 事務通信費（P19）

##### （4）携帯電話の購入

携帯電話の購入は、政務活動に使用する専用の場合のみ対象とします。また、専用電話の場合は専用電話である旨、及び電話番号を議長に対し届け出てください。

##### （5）携帯電話の通信・通話料

携帯電話の通信・通話料は対象となります。ただし、政務活動と兼用の個人所有の通信・通話料は、2分の1を対象とします。なお、携帯電話の使用については私的な部分とのすみ分けが確認できるよう利用明細書の添付をお願いします。

### 3 政令市の状況

本市のように制度として専用携帯を認めている	0市
機種代の支出を認めている	7市

### 4 改正案

（1）現行の専用携帯電話制度は、他都市においても同様の制度が無いことから廃止する。

（2）専用携帯電話制度は廃止するが、通信・通話料等に加えて機種代金にも充当できることとする。

※政務活動費の全般にわたる原則として、政務活動費の割合を示す根拠がある場合にはその割合、合理的な根拠が示せない場合は2分の1を上限とする。

### 5 適用時期及び経過措置について

適用時期については、令和7年4月1日からとする。経過措置については、今後作業部会において検討する。